

パチンコ・パチスロ 公営ギャンブル

本来違法なはずなのに、なぜ？

パチンコ・パチスロが適法な理由

- ▶ 報告で確認した通り、賭博は刑法犯(185条～)
- ▶ 風適法23条では以下の行為が禁止されている
 - ①現金または有価証券を商品として提供すること
 - ②客に提供した商品を買取ること
 - ③遊戯の用に供する玉、メダルその他これらに類する物を客に営業所外に持ち出させること
 - ④遊戯球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること
- ▶ 風適法に違反すると営業停止処分が科せられる
- ▶ しかし、換金が公然と行われているのは、なぜ？

三店方式というトリック

- ▶ パチンコ店が「直接的には」換金行為に関与しない。
 - ▶ 遊技者は、出玉を《特殊景品》と交換する。
 - ▶ 遊技者は、《特殊景品》を景品交換所で現金に換える。
 - ▶ 《特殊景品》は、景品問屋に買い取られる。
 - ▶ 景品問屋は、再び《特殊景品》をパチンコ店に卸す。
-
- ▶ パチンコ店、景品交換所、景品問屋が独立している！
→ 三店方式と呼ばれるゆえん

三店方式は適法か？

- ▶ 警察庁は、「直ちに違法とは言えない」という立場
 - 実質的には、自家買いや買い取らせの事案が多いと考えられるため、お墨付きは与えられない？
 - 適法として換金を認めると、射倖性が高まり、賭博と同一化してしまうため、お墨付きは与えられない？
- ▶ 日本の証券取引所は、パチンコホール運営会社の上場を認めていない。
 - 三店方式の合法性に疑問があり、投資家保護が図れない。

公営ギャンブルの適法性

- ▶ 公営ギャンブルは、特別法により違法性を阻却されている。
- ▶ 公設・公営・公益の3要件
 - 施行者が地方自治体又は政府全額出資の特殊法人
 - 運営機関が非営利法人(自治体や国の外郭団体を含む)
 - 収益は社会貢献活動に使用する

競輪を例に考える

- ▶ 自転車競技法に基づき、地方公共団体が施行
- ▶ 立法目的は次の3つ
 - 自転車その他の機械工業の振興
 - 体育、社会福祉などの公益の増進
 - 地方財政の健全化
- ▶ 公認されるべき限度については、立法政策上、極力慎重な配慮が用いられなければならない(大塚仁)

では、カジノはどのようなだろうか？

- ▶ 原則違法の賭博
- ▶ 私企業が設置し、私企業が運営し、利益を上げる
 - 違法性阻却の問題をクリアできるのか？
- ▶ 保護法益との関係はどう整理するのか。
 - 賭博行為は、国民をして怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基礎をなす勤労の美風を害するばかりでなく、甚だしきは暴行、脅迫、殺傷、強窃盗その他の副次的犯罪を誘発し又は国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれがある(最高裁大法廷昭和25年11月22日判決)